

# 消防の動き

354号

平成12年8月

九州・沖縄サミット首脳会合は、7月21日から、沖縄県名護市の万国津梁館を舞台に3日間の日程で開催されました。消防では、首脳会合期間中における消防・救急体制の万全を期すため、沖縄県内のみならず東京消防庁、各政令市消防本部から部隊を派遣するなど、人員約1,000名、車両約90台、ヘリコプター2機をもって消防特別警戒を実施しましたが、特に事故や災害等もなく、所期の目的を達成することができました。

自治省消防庁としては、今回のサミットが初めての地方開催であり、特に沖縄県内の関係市町村の消防力が小規模であることを踏まえ、消防組織法に基づく全国的な広域応援によって体制を整備しました。災害による広域応援を除けば、消防特別警戒に伴うこのような応援体制は、今回が初めてのケースであり、今後、国際会議等が地方開催となった場合の先進的な事例として、我が国の消防史上特筆すべきことと思いま

## 九州・沖縄サミット消防特別警戒



消防課長

江端 康二

す。

サミットという共通の目的に向かって、市町村、県、国の三者が一体となって取り組むことでお互いの協力関係がさらに強化される良い機会にもなったと思います。

現地の消防関係者からは、こうした大きなイベントに対する消防警戒のノウハウや予防行政上のノウハウ等を学ぶことができた、大いに志気が上がった、今後の沖縄消防の発展につなげたい、という声や、やはり小規模消防では対応が十分できないので、広域化に向けた取り組みをしていきたい、という声を聞きました。今回の経験が沖縄県内の消防体制の強化、発展の契機となるとともに、21世紀に向けた我が国の消防体制のさらなる飛躍につながることを祈念したいと思います。

大変厳しい環境の中、職務を全うされた消防職員の皆様、支援活動に当たられた消防団員をはじめ関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

### も く じ

● 巻頭言（九州・沖縄サミット消防特別警戒）	消 防 課 長	1
● 九州・沖縄サミット首脳会合における消防特別警戒の実施概要	消 防 課	2
● 新島・神津島近海を震源とする地震にかかる対応状況	震 災 対 策 指 導 室	6
● 国家ハロンマネジメント戦略	予 防 課	9
● 平成11年中の都市ガス及び液化石油ガスによる事故の概要	危 険 物 規 制 課	11
● 地域防災計画（原子力防災対策関係）作成マニュアルの改訂	特 殊 災 害 室	17
● 緊急消防援助隊に対する緊急支援情報システムの構築	防 災 情 報 室	19
● 「救急の日」及び「救急医療週間」の実施	救 急 救 助 課	21
● 北から南から 「となみ野に吹く十色の風」		
● 広報資料(10月分)・地震発生時の出火防止	富山県砺波広域圏消防本部 消防長 金子 修	23
● 消防の国際協力に対する理解の推進	震 災 対 策 指 導 室	24
● 婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ	消 防 課	25
● ガス機器による火災及びガス事故の防止	防 災 課	26
● お知らせ ・消防庁長官褒状の授与	予 防 課 ・ 危 険 物 規 制 課	27
● 平成12年度総合防災訓練の実施	総 務 課	29
● 火山噴火災害対策の強化	震 災 対 策 指 導 室	31
● 平成12年7月の通知・通達	防 災 課	34
● 新潟県浅草岳殉職・殉難者合同葬	総 務 課	36
● テレビによる防災キャンペーン（9月分）	総 務 課	37
	防 災 課	38

# 九州・沖縄サミット首脳会合における消防特別警戒の 実施概要

消 防 課

## 1 サミット開催までの取り組み概要

サミットは主要先進国の首脳が集まり、世界各国のマスコミ関係者等も訪れる国際的な行事ですから、不測の事態に備えて消防・救急体制の万全を期す必要があります。

今回の首脳会合は、初めての地方開催となりましたが、沖縄県内の消防事情を踏まえて、全国的な応援体制を組むこととなりました。平成12年2月1日に応援団体と受援団体の間で「九州・沖縄サミット消防・救急体制整備に関する応援協定」を締結し、派遣人員数、車両数等を定めました。また、消防庁内には平成11年10月に「九州・沖縄サミット消防・救急対策委員会」を設置して、体制整備に係る計画等の検討、立案を行い、平成12年3月16日には警戒活動全体に係る計画を策定しました。

この計画に基づいて警防対策としては、平成12年6月に現地において通信訓練、災害事象発生時の対応訓練を実施するとともに、円滑な消防活動を実施するために必要な地元消防本部における無線基地局の整備や応援出動に係る消防・救急車両の無線機の整備等ハード面の対策も合わせて実施しました。

一方、予防対策（資料1）としては、サミット関係施設に対する事前査察、従業員に対する訓練指導を、それぞれ同一対象物につき計3回づつ実施し火災予防、火災発生時の初動対応に備えました。

事前査察では防火管理の実効性の確認、消

防用設備等の維持管理状況の確認、避難施設及び防火施設の確認等を重点項目として実施し、防火管理面、設備構造面からの火災の発生、消防用設備等の機器の誤作動等を防止できるように備えました。

また、訓練指導では通報訓練、消火訓練、避難訓練、警報設備等取扱訓練等を実施し、関係施設の従業員が、万が一の事象に迅速に対応できる体制を整えました。

## 2 結団式の実施

消防特別警戒の実施に先立ち、7月19日午後4時から、沖縄県消防学校において警戒部隊の結団式が実施されました。

結団式に出席した鈴木消防庁長官は、警戒部隊員等を前に、沖縄県外の部隊と県内の部隊が一致団結して、国際的行事であるサミットの消防・救急体制の万全を期するよう激励を行いました。

## 3 消防特別警戒の概要

九州・沖縄サミット首脳会合では、次のような消防特別警戒を実施しました。

### (1) 実施期間

首脳会合は7月21日～23日の期間でしたが、警戒活動の事前準備及び首脳会合終了後の視察等に対応するため、首脳会合の開催期間を含んだ7月19日(水)午後6時から7月24日(木)午前9時までの6日間としました。

## (2) 警戒対象施設等

万国津梁館、首脳の宿泊した7ホテル、国際メディアセンターに加え、社交夕食会の行われた首里城、歓迎レセプションの行われた日航グランドキャッスル、首脳の手乗した航空機が離発着した那覇空港、首脳の手乗経路となった沖縄自動車道、国道58号線等を警戒対象としました。

## (3) 警戒体制の概要（資料2・3）

本警戒には資料3に示したように約1000人規模の体制で臨みましたが、これは政令指定都市一つ分に相当する人員規模になります。

## (4) 警戒要領等

警戒対策としては、関係施設に近接した場所に仮設のユニットハウスを建設し、消防車両及び消防隊員を配置するとともに、救急車両については、より迅速な対応を図るため首脳の手乗ホテルや国際メディアセンター直近に駐車し、救急隊員はこれらの施設内に待機しました。

また、ヘリコプターについては、2機とも救急ヘリとして運用できる体制をとり、首脳手乗の行われた万国津梁館に近接した沖縄開発庁総合事務局の群星荘に臨時のヘリポートを整備し、琉球大学医学部附属病院への搬送体制をとりました。琉球大学医学部附属病院には、地元の東部消防組合消防本部が、ヘリの離発着に備えて車両の警戒配置を実施しました。

群星荘には、首脳等の救急事案における搬送手段等を決定するために救急対策本部

を設置し、消防庁、厚生省、警察庁、防衛庁の4省庁で構成される救急医療合同対策本部に参画しました。

一方、予防対策としては、予防警戒員を関係施設内の防災センター等に配置し、災害の未然防止、消防用設備等の誤作動に対する迅速な対応を図るとともに事象発生時に備えました。

また、7月22日に那覇市内で開催された日航グランドキャッスルの歓迎レセプション、首里城の社交夕食会等では、施設の直近への車両の手乗配置及び防災センター内への予防警戒員の配置を行って、警戒を実施しました。

このように首脳の手乗に合わせた警戒を実施したことにより、警戒期間中不測の事態の発生を未然に防止し、サミットの成功の一翼を担うことができました。

## 4 おわりに

今回は消防組織法に基づく全国的な広域応援によって体制を整備しましたが、災害による広域応援を除けば、このような応援は、今回が初めてのケースであり、今後、国際会議などが地方開催となった場合の先進的な事例として、特筆すべきことであります。

消防は市町村に密着した行政ですが、開催地に限らず様々な地域の消防本部の職員が一体となってサミットという国際的な行事の成功のために活躍できたことは、大きな成果であるとともに我が国の消防の力の向上を示すものでした。

## 資料1

### 1. 実施機関

- (1)「立入検査」 平成12年2月9日(水)～7月19日(水)
- (2)「訓練指導」 平成12年4月6日(木)～7月14日(金)

### 2. 実施施設 (VIP 関連施設18対象物、沿道危険物施設等)

- (1) 主 会 場 万国津梁館
- (2) 宿 泊 施 設 ブセナテラスリゾートホテル、万座ビーチホテル、リザンシーパークホテル谷茶ベイ、かりゆしビーチリゾート恩納、ルネッサンスリゾートオキナワ、残波岬リゾートホテル、ホテル日航アリビラ
- (3) 医 療 施 設 県立北部病院、県立中部病院、県立那覇病院、北部地区医師会病院、琉球大学医学部附属病院等
- (4) プレスセンター等 那覇空港、21世紀の森体育館、屋内運動場、名護市民会館、仮説建物(2棟)等
- (5) レセプション会場等 首里城、日航グランドキャッスル(管轄消防本部で対応)
- (6) 沿道危険物施設等 要人が通過する沿道50m以内の給油取扱所等、計449施設

### 3. 実施回数・動員人数 (延べ)

- (1)「立入検査」・VIP 関連施設：各施設3回、延べ日数37日、延べ人数124人  
 ・沿道危険物施設等：各施設1回、沖縄県内関係消防本部(17本部)で6月中に実施
- (2)「訓練指導」・各施設3回、延べ日数27日、延べ人数82人

## 資料2

### 警戒体制の概要

	合計	県内	県外
全車両 (①+②)	87	25	62
①消防車両	67	16	51
②救急車両	20	9	11
ヘリコプター	2	0	2
全人員	954	270	684
①予防警戒員	66	23	43
②警防人員	888	247	641
(②のうち救急救命士)	100	37	63

沖縄県外消防本部	職員数	消防車両	救急車両
札幌	20	2	
仙台	14	1	
千葉	19	1	1
東京	255	19	4
川崎	30	2	1
横浜	68	6	1
名古屋	62	5	1
京都	58	5	1
大阪	68	5	1
神戸	41	4	
広島	19	1	1
北九州	30		
12本部	684	51	11

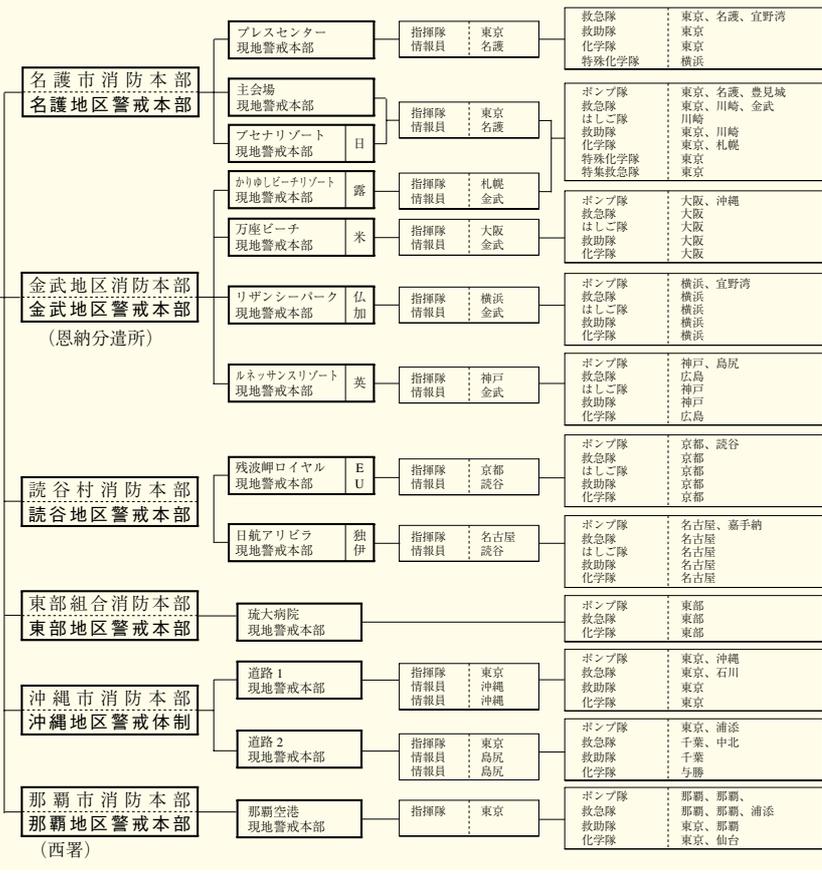
沖縄県内消防本部	職員数	消防車両	救急車両
那覇	54	3	2
石川	6		1
宜野湾	18	1	1
浦添	19	1	1
名護	24	1	1
糸満	6		
沖縄	27	2	
読谷	16	1	
嘉手納	5	1	
北谷	5		
豊見城	5	1	
本今	5	1	
与勝	11	1	
島尻	14	1	
東部	27	2	1
中北	6		1
金武	17		1
国頭	5		
18本部	270	16	9

※ヘリコプターは、東京消防庁、大阪市消防局所属

警戒系統図

統括警戒本部

名護市	警戒本部長	那覇市消防長
	警戒支援隊長	東京消防庁警防参事
	警戒支援副隊長	東京、横浜、名古屋、京都、大阪
	調整本部長	東京、名古屋、北九州
	本部直轄隊	整備工作隊 東京
群星荘	救急対策本部	東京
	本部直轄隊	ヘリコプター隊 東京、大阪
統括官	消防庁消防課長	
調整官	沖縄県文化環境部長	



消防警戒部隊結団式で部員等を激励する鈴木正明消防庁長官



消防警戒部隊結団式



消防警戒部隊の指揮をとる  
統括警戒本部 (名護市消防本部)

# 新島・神津島近海を震源とする地震にかかる対応状況

## 震災対策指導室

### 1 地震の状況

平成12年6月26日から新島・神津島近海及び三宅島近海を震源とする地震が発生し、6月26日から8月3日までの有感地震の回数は10,925回を数え、そのうち震度5強以上の地震回数は11回発生しています。(気象庁地震火山部調べ)

神津島村では2回、新島村及び三宅村ではそれぞれ1回づつ震度6弱を観測し、人的・物的被害が発生しています。

7月1日～8月3日までの新島・神津島近海及び三宅島近海を震源とする地震への対応状況は以下のとおりです。

### 2 地震の回数(平成12年6月26日～8月3日)

震度1	震度2	震度3	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	合計
7,625	2,434	665	179	11	7	4	10,925

### 3 主な地震の概要(震度5強以上を観測したもの)

平成12年8月3日現在

	月日	時刻	震央地名	深さ	M	各地の震度
①	7月1日(土)	16:02	新島・神津島近海	15km	6.4	神津島村6弱
②	9日(日)	3:57	新島・神津島近海	10km	6.1	神津島村6弱
③	15日(土)	10:30	新島・神津島近海	10km	6.3	新島村6弱
④	20日(日)	2:32	新島・神津島近海	ごく浅い	4.9	新島村(式根島)5強
⑤	24日(月)	6:52	新島・神津島近海	ごく浅い	5.5	新島村(式根島)5強
⑥	27日(木)	10:49	三宅島近海	ごく浅い	5.6	新島村5強
⑦	30日(日)	9:18	三宅島近海	10km	5.8	三宅村5強
⑧	30日(日)	21:25	三宅島近海	10km	6.4	三宅村6弱
⑨	30日(日)	21:48	三宅島近海	10km	5.7	三宅村5強
⑩	8月3日(木)	17:00	新島・神津島近海	10km	4.7	新島村(式根島)5強
⑪	3日(木)	22:18	新島・神津島近海	ごく浅い	5.1	新島村(式根島)5強

※各地震の震源要素は速報値となっています。また、震源地は別図のとおりです。

#### 4 主な被害の状況

平成12年 8月 3日現在

項目	神津島村	新島村	利島村	御蔵島村	三宅村	大島町
死者	1人					
負傷者		1	4人			1人
住家	21棟	82棟			20棟	
非住家	1棟	11棟	1棟			
道路	23箇所	17箇所			33箇所	
崖崩れ	53箇所	27箇所	10箇所	6箇所	27箇所	1箇所
落石	1箇所	15箇所				1箇所
水道	22戸	15戸			1,015戸	
ブロック塀等	32箇所	112箇所	8箇所		4箇所	

※ 被害の数は速報値であり、現在も各村にて調査中です。また、新島村の被害は式根島分を含みます。

#### 5 避難の状況

平成12年 8月 3日現在

	避難指示	避難勧告	避難者数
新島村	—	137世帯413名	4施設118名 (最大時4施設173名)
神津島村	57世帯192名	17世帯 34名	避難所の避難者なし (最大時2施設106名)

#### 6 災害救助法の適用状況

(1) 神津島村

平成12年 7月 1日適用

(2) 新島村

平成12年 7月15日適用

① 6月29日から災害対策室を設置

② 7月1日以降、震度6弱を記録する地震の発生に伴い、消防庁長官を長とする災害対策本部を設置

③ 7月23日には、消防庁長官が、18日及び31日には消防庁職員が現地調査実施

なお、この間東京都及び東京消防庁等と連携して対応措置を協議し、所要の措置を講じるとともに8月3日現在も災害対策室を継続し、災害対応に当たっている。

(2) 東京消防庁の活動

東京消防庁では、7月1日の16時02分頃に発生した震度6弱の地震により応援協定に基づく体制の強化を図り、消防ヘリコプター3機により、神津島へ救助隊員等24名を派遣。翌2日には危険物施設の被害調査のため、職員8名を神津島へ派遣した。

また、15日、18日、20日、23日及び31日には、消防ヘリコプターにより被災地の現地調査を実施した。

#### 7 地方公共団体における災害対策本部等の設置状況

(1) 新島村 災害対策本部設置  
(7月11日の地震から継続)

(2) 神津島村 災害対策本部設置  
(7月1日の地震から継続)

(3) 三宅村 災害対策本部設置  
(6月14日の火山活動から継続)

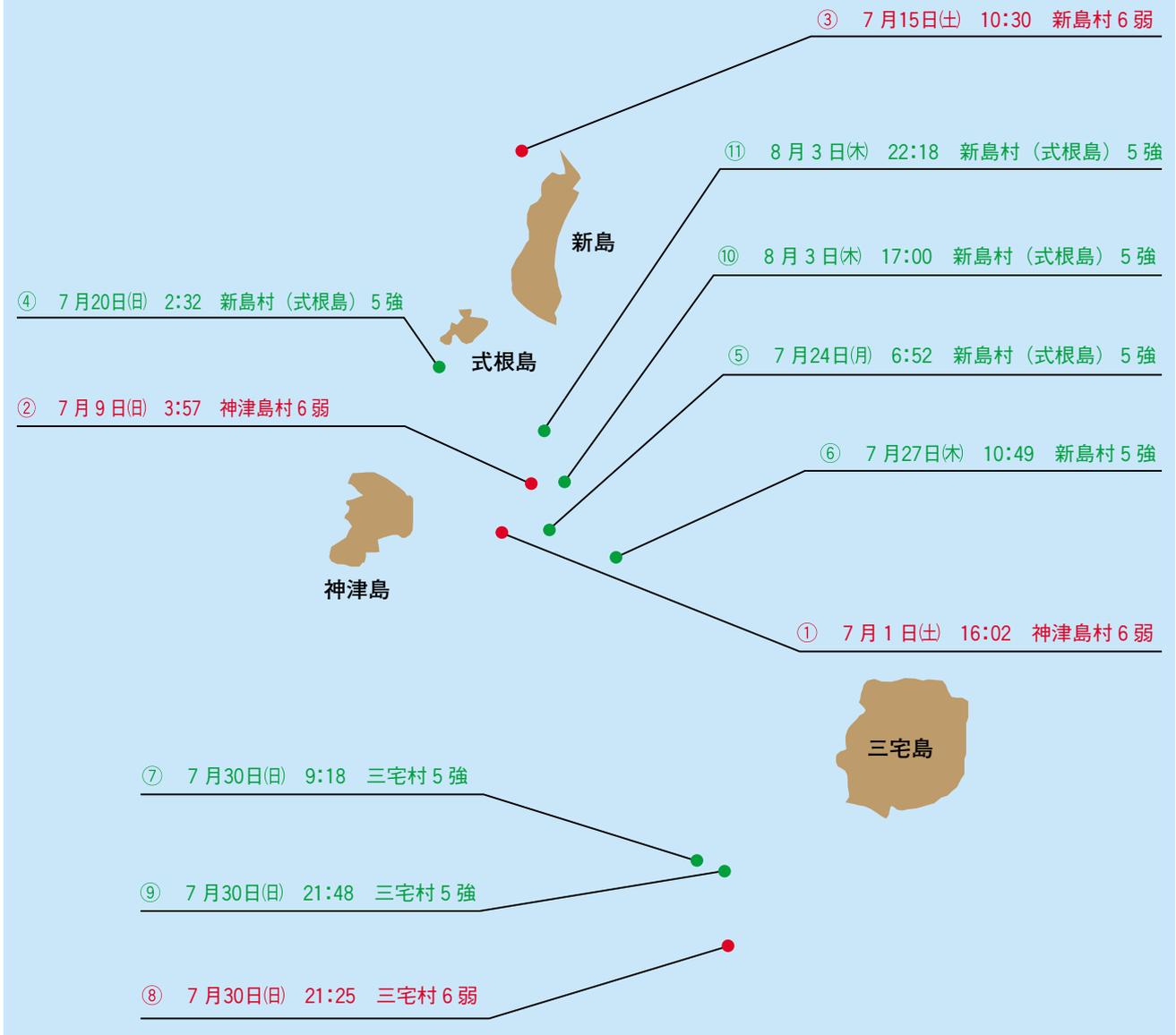
(4) 利島村 災害対策本部設置  
(7月15日)

(5) 御蔵島 2備配備 (7月30日～31日)

#### 8 消防庁・消防機関の対応

(1) 消防庁における新島・神津島近海及び三宅島近海を震源とする地震の対応は以下のとおりです。

## 震度5強以上を観測した地震（6月26日～8月3日）



7月18日(火) 新島村若郷地区

# 国家ハロンマネジメント戦略

## 予 防 課

7月31日、UNEP（国連環境計画）オゾン事務局に対し、我が国における「国家ハロンマネジメント戦略」が提出されました。この「国家ハロンマネジメント戦略」は、今後の我が国におけるオゾン層保護のためのハロンの適正管理・排出抑制等の基本方針についてとりまとめられたものです。その概要は以下のとおりとなっています。

### 【国家ハロンマネジメント戦略の概要】

#### ○日本のハロンに係る対応の概要

- ・我が国では、平成12年1月現在、約19,000トンのハロンが、建築物、危険物施設、船舶、航空機等に設置されています（そのうち消防法規制の対象である防火対象物等に設置されているハロン量は17,354トン（90%以上）を占めています。）。
- ・平成6年以降ハロンの生産等が全廃され、ハロン消火設備の設置抑制、ハロンバンク推進協議会によるハロンの適正管理、回収、再利用等の取組みが行われています。

#### ○今後の需給見通し

- ・現在設置されているものは基本的にクリティカル・ユース（必要最小限の使用）の位置付けとします。
- ・今後の需給見通しとしては、既存設備の補充・新規設置量合わせて年間120トン程度です。

#### ○今後の日本の対応

- ・引き続き、ハロンバンク推進協議会を中心に適正なハロンの管理を推進します。
- ・ハロン消火設備・機器の新設は、防火安

全上必要な用途について認めます。

- ・既存のハロン消火設備については、強制的な使用禁止等の措置はとらず、建物ライフサイクル等に応じて継続使用・他の設備の選択等について検討します。
- ・ハロンバンク推進協議会によるハロンの回収・リサイクルを推進します。
- ・余剰となったハロンの破壊については、技術的・制度的観点から、有効な回収・破壊技術の確立について整備を図ります（当面は供給需要のないハロン1211及びハロン2402を対象とします。）。
- ・ハロン代替消火設備の技術開発等を促進します。

### 1 背景

ハロン（ハロン1211、ハロン2402及びハロン1301）は、消火性能に優れた安全な消火剤として、通信機器室、駐車場、危険物施設、航空機、船舶等に幅広く利用されています。

しかしながら、ハロンはオゾン層を破壊する性質を有することから、オゾン層保護のためのウィーン条約に基づき、モントリオール議定書においてオゾン層破壊物質として指定され、先進国における生産全廃等の措置が講じられており、我が国の消防分野においてもハロン消火設備の新規設置抑制、ハロンの回収・再利用のためのハロンバンクの運用、ハロン代替消火剤の開発・普及等が行われています。

平成10年11月に開催された第10回モントリオール議定書締約国会合において、各締約国は、ハロンの排出抑制、管理、廃棄、貯蔵等に関する「国家ハロンマネジメント戦略」を

策定し、国連環境計画オゾン事務局へ提出することとされました（先進国については平成12年7月が提出期限）。

## 2 これまでの検討経緯

国内のハロンの多くは防火対象物・危険物施設等に設置されていることから、まず消防関係について、ハロン等抑制対策検討委員会（事務局：消防庁予防課）において検討が行われ、平成12年3月に「国家ハロンマネジメント戦略（消防関係）」（案）がとりまとめられました。

その後、関係8省庁（防衛庁、環境庁、外務省、水産庁、通商産業省、運輸省、消防庁及び警察庁）において検討が行われ、我が国における「国家ハロンマネジメント戦略」をとりまとめました。

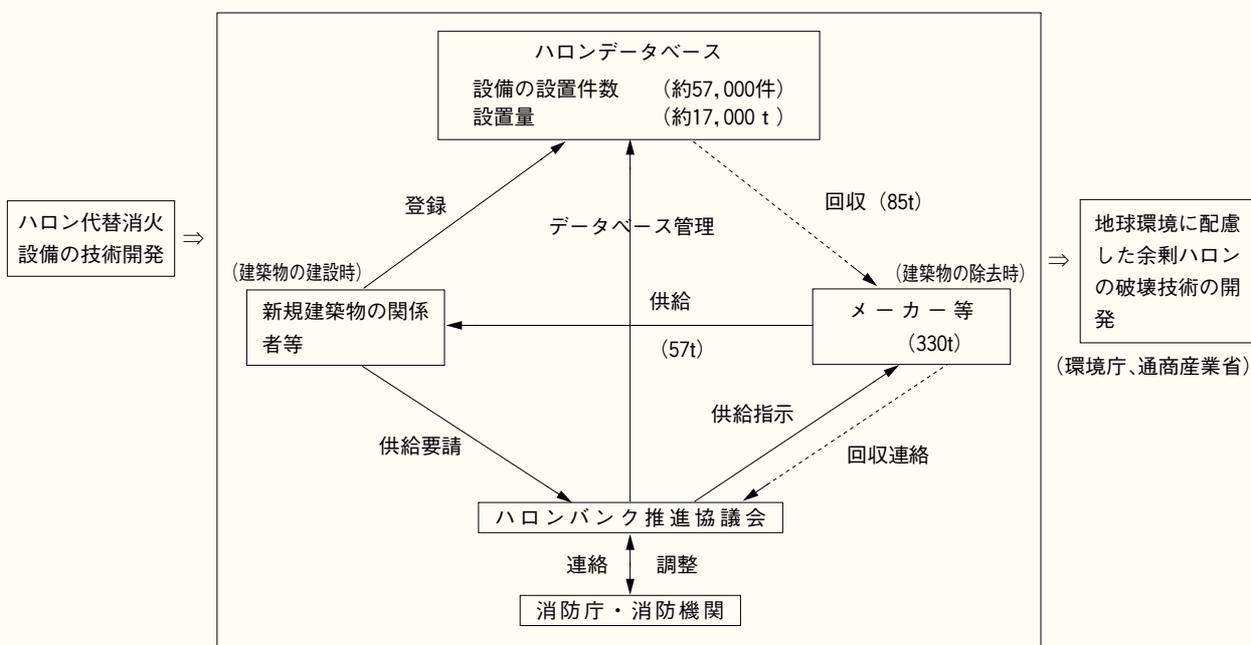
## 3 今後の消防庁の対応

今回とりまとめた「国家ハロンマネジメント戦略」に基づき、関係省庁、関係業界とも連携して、適正なハロンの管理を推進します。

- 引き続き、ハロンバンク推進協議会によるハロンデータベースの管理、ハロンの回収・供給の調整、ハロンに関する情報提供等の活動について、適切に指導・支援を行います。
- 引き続き、消防用設備等として設置されるハロン消火設備について、使用抑制・適正管理を推進するとともに、ハロン代替消火設備の技術の確立・適切な設置を指導します。
- ハロン等抑制対策検討委員会において、引き続きハロン消火設備の使用抑制の具体的手法の検討、回収・再利用の促進、破壊方法の研究等について検討を行うとともに、クリティカルユースの見直しを行います。

（参考図）

ハロン消火薬剤のマネジメント



# 平成11年中の都市ガス及び液化石油ガスによる事故の概要

危険物規制課

## 1 事故の発生状況

### (1) 事故の発生件数

#### 発生件数は前年に比べ増加

平成11年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスによる事故で消防機関が出場したもの（以下「ガス事故」という。）の件数は第1表に示すとおりです。

ガス事故の総件数は1,493件で、前年の事故件数と比べ77件（5.4%）の増加となっています。

ガスの種別ごとの事故件数をみると、都市ガスに係るものが935件で前年に比べ101件（12.1%）の増加、液化石油ガスに係るものが558件で前年に比べ24件（4.1%）の

第1表 平成11年中のガス事故発生件数

年・増減 区分	平成11年 (イ)	平成10年 (ロ)	増減 (イ)-(ロ) (ハ)	増減率 (ハ)/(ロ)×100 (%)
件数	1,493	1,416	77	5.4
都市ガス	935	834	101	12.1
液化石油ガス	558	582	-24	-4.1

減少となっています。

#### 発生総件数は5年前の92%

平成7年からの発生件数の推移は、第1図に示すとおりです。阪神・淡路大震災によるものを除くガス事故の総件数は、平成8年に若干増加したものの、年々減少していましたが、平成11年は増加に転じています。

ガス事故の総件数、都市ガス事故、液化石油ガス事故は、それぞれ平成7年の91.5%、96.8%、83.9%となっています。

#### 漏えいによる事故が約8割

ガス事故を態様別にみると第2図に示すとおりで、漏えい事故が81.7%、爆発・火災事故が18.3%となっています。

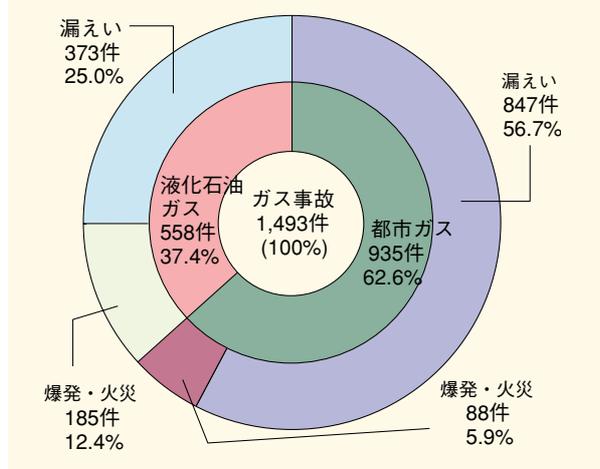
ガスの種別ごとにみると、都市ガスでは漏えい事故が90.6%、爆発・火災事故が9.4%に対し、液化石油ガスでは漏えい事故が66.8%、爆発・火災事故が33.2%となっています。

第1図 平成7年からの発生件数の推移



注) 平成7年の白抜き値は阪神・淡路大震災による事故を除いたもの。

第2図 ガス事故の態様別発生件数（平成11年中）



**漏えい、爆発・火災事故は前年に比べても増加**

平成7年からの態様別の発生状況は第2表に示すとおりです。阪神・淡路大震災によるものを除きガス事故全体に占める漏えい事故は約8割で、残りの約2割が爆発・火災事故であり、過去5年間ほぼ同様の傾向を示しています。また、平成11年においては爆発・火災事故件数の全事故件数に占める割合が増加しています。

ガスの種別ごとにみると、都市ガスでは

漏えい事故が約9割を占めているのに対し、液化石油ガスでは漏えい事故が約7割で、残りの約3割が爆発・火災事故となっています。

(2) 事故の発生場所別件数

**ガス事故の約7割が消費先で発生し、そのうちの多くは住宅で発生**

発生件数を発生場所別にみると第3図に示すとおりです。消費先におけるものが72.1%、ガス導管におけるものが25.9%となっています。

ガスの種別ごとにみると、都市ガスでは消費先におけるものが64.5%、ガス導管におけるものが35.4%であるのに対し、液化石油ガスでは消費先におけるものが84.8%、ガス導管におけるものが10.0%、容器による運搬中のものが4.1%となっています。

また、消費先における事故の多くは住宅において発生しています。

(3) 消費先における事故の発生原因別件数

**消費者に係る原因が約6割**

消費先におけるガス事故の発生原因は第4図に示すとおりで、消費者に係る割合が56.2%を占めています。ガスの種別ごとに

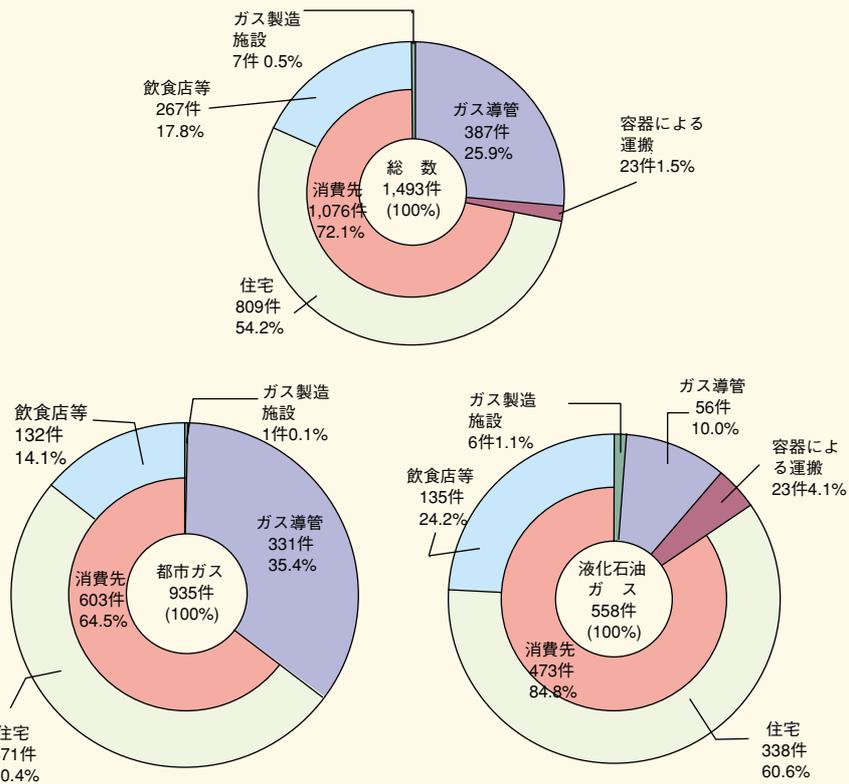
第2表 態様別の発生状況の推移

年	区分	都市ガス		液化石油ガス		計	
		漏えい	爆発・火災	漏えい	爆発・火災	漏えい	爆発・火災
平成7年		2,126	111	479	213	2,605	324
		( 873)	( 93)	( 454)	( 211)	(1,327)	( 304)
		95.0	5.0	69.2	30.8	88.9	11.1
		( 90.4)	( 9.6)	( 68.3)	( 31.7)	( 81.4)	( 18.6)
平成8年		938	104	484	225	1,422	329
		90.0	10.0	68.3	31.7	81.2	18.8
平成9年		849	96	424	168	1,273	264
		89.8	10.2	71.6	28.4	82.8	17.2
平成10年		758	76	433	149	1,191	225
		90.9	9.1	74.4	25.6	84.1	15.9
平成11年		847	88	373	185	1,220	273
		90.6	9.4	66.8	33.2	81.7	18.3

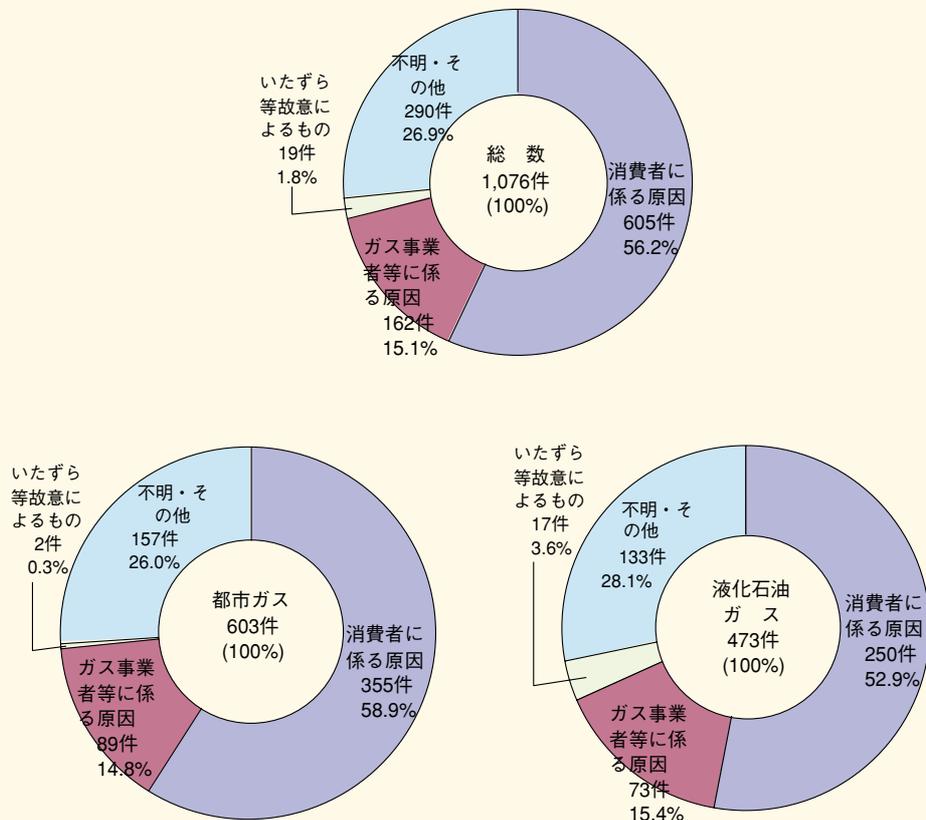
注) 1 各欄の上段は件数、下段は構成比(%)を示す。

2 平成7年の( )内の数値は阪神・淡路大震災による事故を除いたものである。

第3図 ガス事故の発生場所別件数（平成11年中）



第4図 消費先におけるガス事故の発生原因別件数（平成11年中）



みると、発生原因が消費者に係る場合が都市ガスでは58.9%、液化石油ガスでは52.9%となっています。

### 依然多い消費者の不注意による事故

平成7年からの消費先における発生原因別の発生状況（平成7年は阪神・淡路大震災によるものを除く）は第3表に示すとおりです。

りです。平成11年は平成7年と比べると199件（15.6%）減少していますが、前年と比べると67件（6.6%）の増加となっています。

消費者に係る原因のうち不注意によるものの占める割合は依然高く、平成11年では消費先における事故の45.2%を占めています。

第3表 消費先における発生原因別発生状況の推移（平成11年中）

原因 年	消費者に係る原因		ガス事業者 ・工事業者に 係る原因	そ の 他	計
		不注意によるもの			
平成7年	698 (54.7)	567 (44.5)	194 (15.2)	383 (30.0)	1,275 (100.0)
平成8年	774 (57.9)	648 (48.5)	185 (13.8)	377 (28.2)	1,336 (100.0)
平成9年	677 (56.5)	558 (46.6)	119 (9.9)	322 (26.9)	1,198 (100.0)
平成10年	567 (56.2)	462 (45.8)	168 (16.7)	274 (27.1)	1,009 (100.0)
平成11年	605 (56.2)	486 (45.2)	162 (15.1)	309 (28.7)	1,076 (100.0)

- 1 消費者に係る原因のうち「不注意によるもの」とは、コックの誤操作又は火の立ち消え等による生ガスの放出、器具・ホースの取扱い不良等によるもので、内数である。
- 2 各欄の（ ）内の数値は構成比（%）を示す。
- 3 平成7年は、阪神・淡路大震災によるものを除く。

## 2 ガス事故による死傷者

### 負傷者は減少

平成11年中に発生したガス事故による死傷者数は、第4表に示すとおりです。

ガス事故による死者は25人で前年と同数、

負傷者は282人で前年に比べ10人（3.4%）の減少となっています。

ガスの種別ごとにみると、死者は、都市ガスによるものが16人で前年に比べ1人（6.7%）の増加、液化石油ガスによるもの

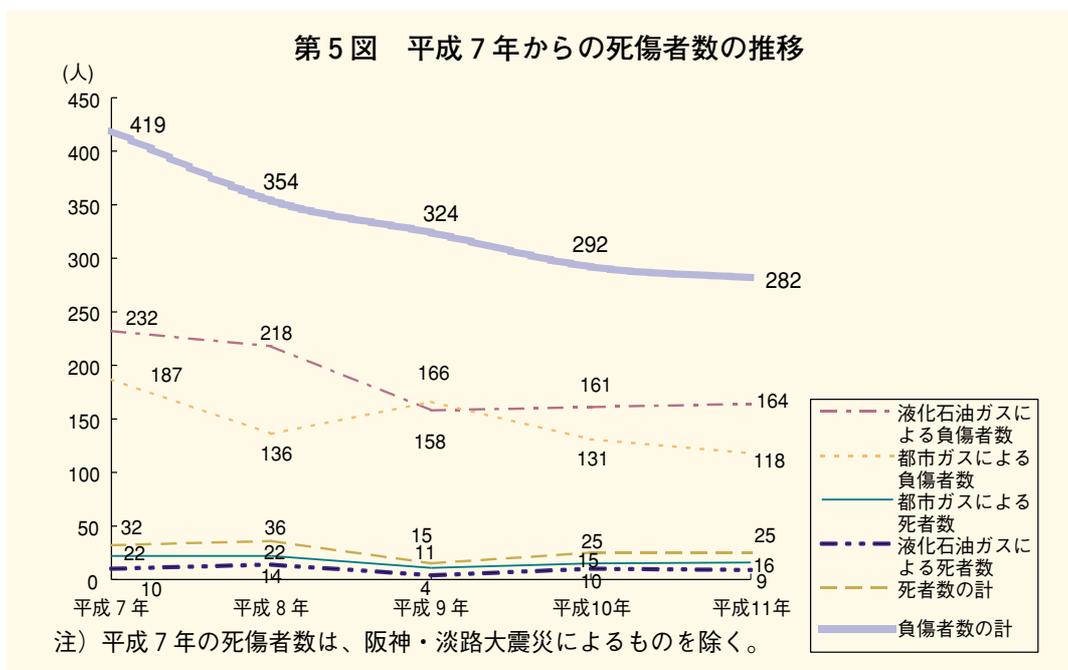
第4表 平成11年中のガス事故による死傷者数

年・増減		平成11年	平成10年	増 減	増 減 率
区分		(イ)	(ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	(ハ)/(ロ)×100 (%)
死者数	都市ガス	16	15	1	6.7
	液化石油ガス	9	10	-1	-10.0
	計	25	25	0	0.0
負傷者数	都市ガス	118	131	-13	-9.9
	液化石油ガス	164	161	3	1.9
	計	282	292	-10	-3.4

が9人で前年に比べ1人（10％）の減少となっています。負傷者は、都市ガスによるものが118人で前年に比べ13人（9.9％）の減少、液化石油ガスによるものが164人で前年に比べ3人（1.9％）の増加となっています。

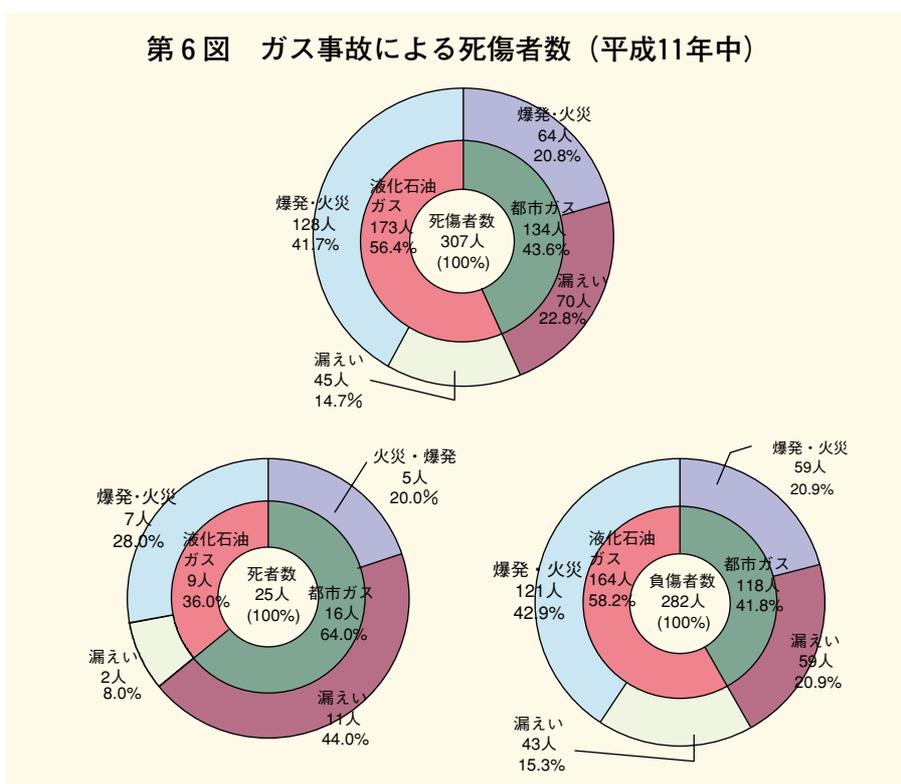
### 死傷者数は5年間で減少傾向

平成7年からの死傷者数（平成7年は阪神・淡路大震災によるものを除く）の推移をみると全体として死傷者数は減少傾向にあり、平成11年は平成7年と比べると死者（78.1％）負傷者（67.3％）ともに減少となっています。



負傷者は爆発・火災事故によるものが64％  
死傷者数を態様別にみると第6図に示すと

おりです。死者数では、漏えい事故によるものが52.0％、爆発・火災事故によるものが



48.0%とほぼ同数となっています。

また、負傷者数では漏えい事故によるものが36.2%、爆発・火災事故によるものが63.8%となっています。

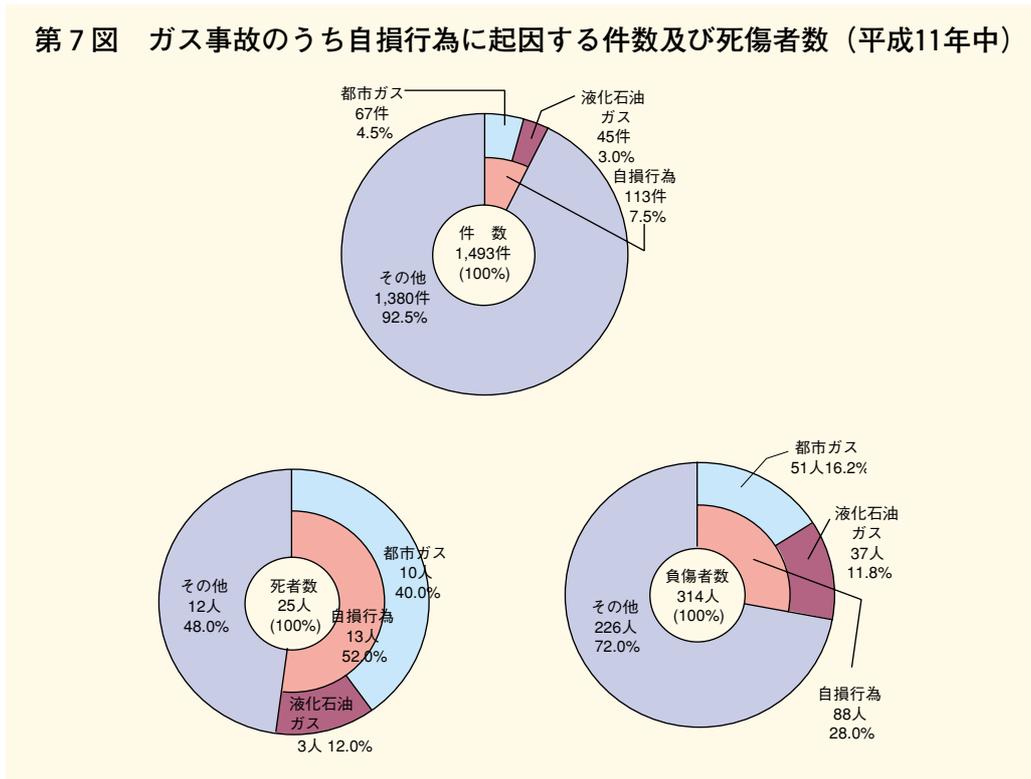
なお、発生場所別にみると、死者及び負傷者の86.3%が消費先における事故によるものです。

### 3 自損行為によるガス事故

#### 死者の52%は自損行為

ガス事故のうち、自損行為に起因する事故は第7図に示すとおりです。件数は113件で、これらの事故による死者は13人、負傷者は88人で、ガス事故全体に占める自損行為に係る事故の割合は7.5%、しかし、死者、負傷者はそれぞれ52.0%、28.0%となっています。

第7図 ガス事故のうち自損行為に起因する件数及び死傷者数（平成11年中）



### 4 まとめ

平成7年からのガス事故の総件数は、平成8年に若干増加し、全体としては年々減少していましたが、平成11年は平成10年に比べ増加に転じています。

ガス事故の約8割は漏えい事故で、残りの約2割が爆発・火災事故となっています。これは、過去5年間同様の傾向を示しています。

また、ガス事故の約7割は消費先において発生しており、そのうちの約6割は消費者に係る原因によるものです。

死傷者については、過去5年間をみると概ね減少傾向にあり、平成7年に比べ死者が約2割、負傷者が約3割減少しています。なお、死者のうち52.0%は自損行為によるものです。